

細菌学教育用菌株の分譲

日本細菌学会

日本細菌学会では1975年より、主に医、歯、薬、農（獣医学科）学部学生および医療技術学校の学生教育のため、本学会会員に対して病原細菌学・医真菌学教育用菌株の分譲業務を行ってまいりました。その後、バイオハザード防止の立場並びに国際細菌命名規約の改正、さらには分類学上の菌名の変更、保存機関での菌株の追加・削除等に対処して1984年(1)、1995年(2)および2000年に菌株リストを改正しました。2000年の改定では、「日本細菌学会バイオセーフティー指針」の改定にともない(3)、教育用菌株の危険度（安全度）のレベルを修正しました。さらに、2006年末には感染症法の改正によって、一部の細菌が取り扱いや保管等の法的規制を受ける病原体等に指定されましたので、該当する細菌の分譲に当たっては法にしたがった措置が必要になってまいりました。したがって、本学会の細菌学教育用菌株分譲事業も、一部の菌株についてはやや複雑な書式による手続きをしていただくこととなりますので、ご了承ください。

申込み要領

(1) 分譲菌株：

別表1 細菌学教育用菌株機関別リスト・

別表2 細菌学教育用菌株アルファベット順リストに記載された菌株に限ります。

(2) 申込者：

菌株取り扱いの責任上、本学会会員に限ります。また、分与した菌株の取り扱いに十分な病原細菌学の知識と技術並びに実験設備をもっておられることが条件となりますので、実験担当者が申込者となって下さい。バイオセーフティーレベル2以上および感染症法で指定されている病原体等に該当する菌株の分与を希望される場合には第III章のガイドラインに従った資格審査のための必要書類を提出して戴きます。

(3) 必要経費：

分譲に係わる必要経費（1株¥20,000×消費税×株数）を後日、（一財）口腔保健協会教育用菌株係から請求致します。

(4) 申込方法：

病原体等安全取扱・管理指針をお読みいただいた上で、ホームページより、申込に必要な書式をダウンロード後、入力・出力し下記へ郵送してください。

【書類送付先（日本細菌学会取扱い菌株分譲業務委託先）】

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 501
一般財団法人 口腔保健協会 教育用菌株係

【送付書類】

1. Excel

『書式② 細菌学教育用菌株分譲 申込書』（送付書・請求書・受付書を含む）

全4頁

2. Word

レベル1の場合：書式Ⅱb～Ⅳb

レベル2の場合：書式Ⅰa～Ⅳa

※1 保存機関につき1セット(ExcelとWord)ずつ作成ください。

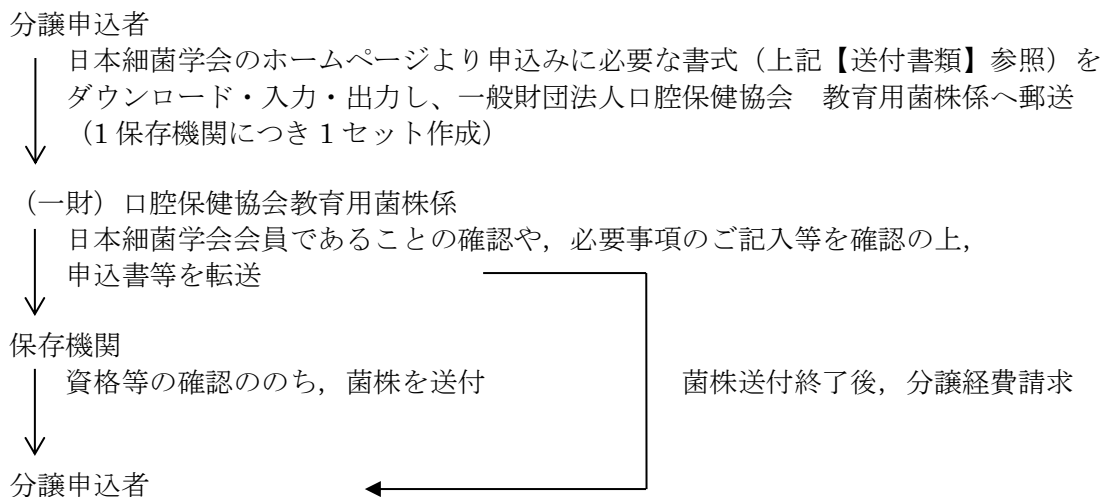
※また、国庫金など料金の支払いについて所定の用紙が必要なときには、申込書提

出時に必要書類を必ず同封して下さい。

(5) **菌株の送付：**

申込みを受けた菌株については分譲申込者の資格調査などののち、(一財) 口腔保健協会から保存機関に書類を送り、保存機関から申込者に菌株が送られることとなります。通常、書類を回送してから2~3週間程度ですが、これ以上かかる場合もありますので予めご承知下さいますようお願い致します。

菌株送付までの流れは次のようになります。



その他の関係事項

- (1) 菌株は凍結乾燥標品または培地による培養として送付されます。万一、容器が破損していたり、培養しても増殖しない、汚染されているなどの問題がある場合には(一財) 口腔保健協会教育用菌株係に連絡下されば再送付致します。
- (2) 分譲された菌株の第3者への再分譲はご遠慮下さい。もし再分譲された場合には菌株の性状に変異、汚染などがありましても元の保存機関は責任を負えません。また、再分譲された菌株を元の保存機関の番号で公式の場で表示することは正しくありません。
- (3) 教育用菌株分与機関のうち、岐阜大学高等研究院微生物遺伝資源保存センター(GTC)、千葉大学真菌医学センター(IFM)、東京大学医科学研究所(IID)、大阪大学微生物病研究所(RIMD)は文部科学省バイオリソースプロジェクト(NBRP)一病原微生物一に参画して菌株の保存を行っているので、これらの機関から分与を受けた菌株を用いて得られた成果を公表する場合には、下記の例を参考にして、NBRPを通して入手した菌株であることを明記していただきたい。

Escherichia coli RIMD 0509939 was provided by Research Institute for Microbial Diseases, Osaka University, through the National Bioresource Project (NBRP) of the MEXT, Japan.

文 献

- 1) 日本細菌学会カルチャーコレクション委員会 (1984) : 細菌学教育用菌株 (昭和 59 年改訂) の分譲について. 日本細菌学雑誌 39, 905-918.
- 2) 日本細菌学会 (1995) : 細菌学教育用菌株の分譲について. 日本細菌学雑誌 50, 1019-1031.
- 3) 日本細菌学会バイオセイフティー委員会 (1999) : 日本細菌学会バイオハザード防止指針の改訂について. 日本細菌学雑誌 54, 667-715.

教育用菌株分与機関の記号と正式名称

- GAI 岐阜大学科学研究基盤センター嫌気性菌研究分野
Division of Anaerobe Research, Life Science Research Center, Gifu University
- GTC 岐阜大学微生物遺伝資源保存センター
Center for Conservation of Microbial Genetic Resource, Gifu University
- IFM 千葉大学真菌医学研究センター
Research Center for Pathogenic Fungi and Microbial Toxicoses, Chiba University
- NBRC (独) 製品評価技術基盤機構生物遺伝資源センター
NITE Biological Resource Center, National Institute of Technology and Evaluation
- IID 東京大学医科学研究所
Institute of Medical Science, University of Tokyo
- KZ 金沢大学医学部微生物学教室
Department of Bacteriology, School of Medicine, Kanazawa University
- RIMD 大阪大学微生物病研究所感染症国際研究センター・病原微生物資源室
Research Institute for Microbial Diseases, Osaka University
- VTU 東京大学大学院農学研究科獣医公衆衛生学教室
Department of Veterinary Public Health, Faculty of Agriculture, University of Tokyo